

生産緑地買取申出必要書類

1	<h2>生産緑地買取申出書</h2> <ul style="list-style-type: none"> 申出者は土地所有者です（代理人による申出の場合には、<u>土地所有者全員の実印を押印した委任状</u>と<u>土地所有者全員の印鑑証明書</u>が必要です。印鑑証明書は、申出書提出日の6ヵ月以内のものを添付してください）。 申出書に押印は不要ですが、提出時に本人確認ができる書類を提示してください（運転免許証、マイナンバーカード等）。 買取りの申出理由：（例）従事者〇〇〇〇死亡（故障）のため、耕作継続不可 従事者〇〇〇〇死亡（故障）による、耕作面積縮小 指定から30年を経過したため 等 買取り希望価格：1m²あたり 円を必ず記入して下さい。 区画整理事業地内において仮換地指定を受けている場合は、従前地の下にかつこ書きで、仮換地の街区・画地及び仮換地の地積を記入して下さい。
2	<h2>生産緑地買取申出書(別紙)</h2> <ul style="list-style-type: none"> 申出する筆数が多いときに使用して下さい。
3	<h2>農業の主たる従事者についての証明書</h2> <ul style="list-style-type: none"> 農業委員会にて発行。証明書原本を添付して下さい。 <u>指定から30年を経過したことによる買取申出の場合には添付不要です。</u>
4	<h2>案内図</h2> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地図などのコピーで、申出対象地の場所の確認ができるもの。
5	<h2>公図</h2> <ul style="list-style-type: none"> 申出対象地の公図（写し可）
6	<h2>土地の登記簿全部事項証明書(移転完了後のもの)</h2> <ul style="list-style-type: none"> 生産緑地買取申出者と同一人の名義として確認できるもの。 (所有権移転後) 申出対象地に所有権以外の権利が存する場合は、権利解除の確約書等を要する場合があるので事前にご相談ください。
7	<h2>その他・注意事項</h2> <ul style="list-style-type: none"> 区画整理事業地内において仮換地指定を受けている場合は、仮換地証明書と仮換地指定図の写しを添付してください。 生産緑地の行為制限の解除通知（法14条）、生産緑地の買取りの通知（法12条）は申出者本人に通知します。 ・故障で買取申出を既にしている方は、死亡時に「4 農業の主たる従事者についての証明書」が発行されないため買取申出はできません。